平成２５年（フ）第３０３号
北九州市八幡東区羽衣町18番６号
債務者　浜田　靖彦
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０９号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番８―707号
債務者　嶋田　　華
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７７号
福岡県中間市池田１丁目３番22号　スリーワンスリーヒルズＢ102号
債務者　赤崎　真也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２５号
北九州市若松区古前２丁目26番１号　救護施設ひびき園、住民票上の住所北九州市戸畑区三六町10番12号
債務者　西村　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市国分川内525番地１　川内団地２棟101号
債務者　藏園美菜子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
神奈川県横須賀市森崎１丁目５番15号　森崎荘Ａ102
債務者　池田　正毅
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８３号
神奈川県逗子市沼間２丁目18番26号　カーサ・ソレアード203号
債務者　西　　博子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８３号
広島県福山市東川口町３丁目６番52号　ニューシティ富士Ｂ201、旧住所広島県福山市山手町６丁目32番５―203号
債務者　石井久美子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１００号
青森県むつ市脇野沢瀬野川目24番地
債務者　山崎　大樹
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1461番地の403
債務者　宮岡　無有
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市武５丁目16番８号
債務者　浅田　紀子（旧姓阿部・林）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８６号
青森市小柳１丁目19番９号　アーバンホームズ第３小柳201号
債務者　成田和歌子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
青森市長島２丁目18番20号　ファミール長島３号
債務者　有馬その江
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
青森市大字四ツ石字里見13番地１　ハイツベルク202号
債務者　豊澤　千幸
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
青森県五所川原市大字太刀打字常盤62番地27
債務者　寺田　千香
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２５０３号
名古屋市熱田区旗屋２丁目21番25号　白鳥パークハイツ神宮西710号、従前の住所名古屋市中区千代田２丁目22番11号　ダイアパレス鶴舞公園西1203号
債務者　平岩かおる
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部